

令和3年3月16日

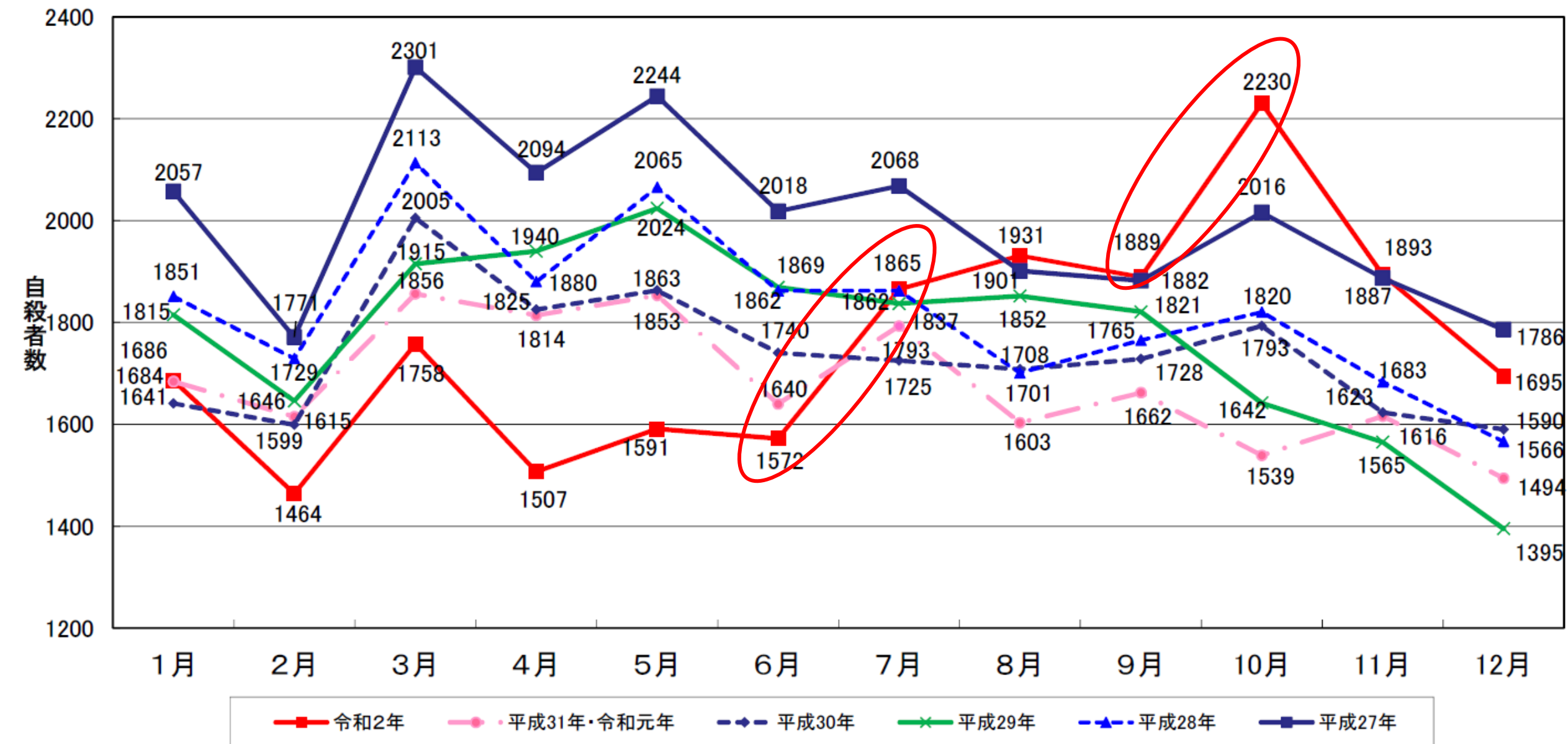
令和2年中における自殺の状況

厚生労働省自殺対策推進室
警察庁生活安全局生活安全企画課

月別自殺者数の推移

資料: 警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

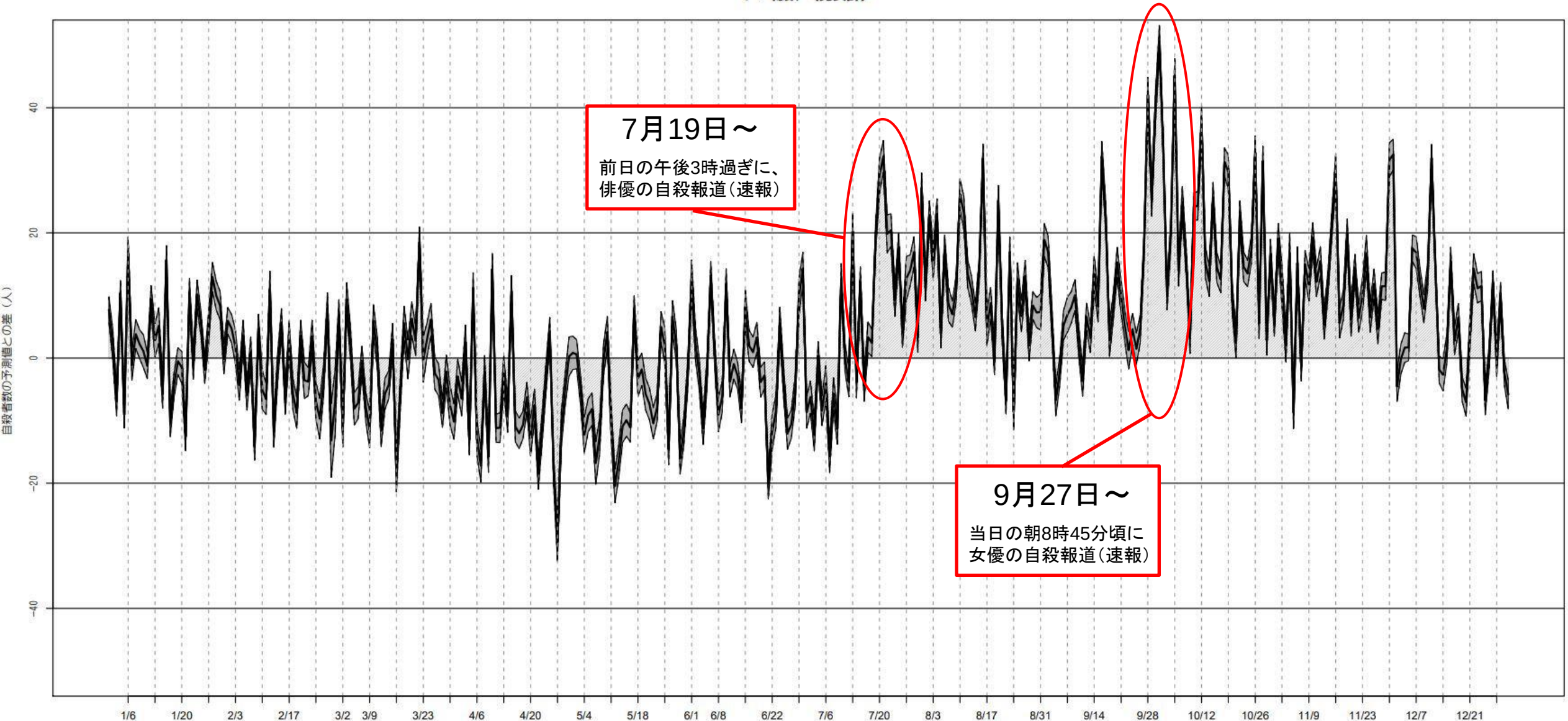
(単位: 人)



令和2年「自殺者数の日次推移」

平成27年～令和元年 の回帰モデルに基づく予測値と実際値との差（総数）

1：総数（男女計）



自殺報道後に寄せられた相談の内容等 (相談者が特定されないように、内容を加工しています。)

- ▼芸能人の自殺のニュースを見て、自分もそっちに引き込まれてしまいそうで怖い。(30代女性)
- ▼新型コロナの影響で客が減り、経営が厳しくてお金が心配。芸能人のように自分も自殺して早く楽になりたい。(40代男性)
- ▼もともと生きていたくない。自殺のニュースをみると「楽になって良いな」と、死んだ人のことがうらやましくなる。(20代女性)
- ▼「自宅のクローゼットで、、、」とニュースで聞いて、何十年も前に亡くなった家族の姿が突然よみがえり、動悸が止まらない。
(70代女性)
- ▼有名人の自殺に関する記事が気になってネットで読み続けている内に、死にたい気持ちが再燃してしまった。(30代男性)
- ▼うつ病で常に死にたいと思っていたが、失業と芸能人の死で、死にたい気持ちが強くなりもう限界。(40代女性)

→「新型コロナの影響による、仕事や生活、人間関係等に関する悩みや不安」と「相次ぐ有名人の自殺報道」の影響が感じられる相談(自殺念慮に関する)が多い印象。

→生きるのがつらいと感じていた人たちが、その状況から抜け出す具体的な手段として、「自殺という選択肢がある」と思い(思い込み)、むしろそれしかない「心理的視野狭窄(tunnel vision)」に陥ってしまったのでは。

WHO「自殺報道ガイドライン」を踏まえた報道とは

WHOが、2000年に策定し、2008年と2017年にこれを改訂した。

[『自殺に関する責任ある報道:すぐわかる手引\(クイック・レファレンス・ガイド\)』](#)

《やるべきこと》

- どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道をすること
- 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

《やってはいけないこと》

- 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- センセーショナルな見出しを使わないこと
- 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

「いのち支える自殺対策推進センター」が行った緊急対応（一部）



いのち支える

厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター

令和2年5月24日

報道関係者各位

有名人の自殺に関する報道は「子どもや若者の自殺を誘引する危険性」があるため、WHOの『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道の徹底を、よろしくお願いいたします。

人気テレビ番組にも出演していた女性プロレスラーが23日未明、自身のインスタグラムに遺書めいた投稿をして亡くなったとの報道があります。死因は公表されていませんが、一部では自殺の可能性も伝えられていることに鑑み、報道関係者各位におかれましては、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ▼自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- ▼有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。（参考「WHO自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版 はじめに」）
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されること。

WHO（世界保健機関）による『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版（いわゆる『自殺報道ガイドライン』）』において、自殺関連報道として「やるべきでないこと」と「やるべきこと」が明示されています。以下は、その抜粋です。

【自殺関連報道として「やるべきでないこと」】

報道を過度に繰り返さないこと／自殺に用いた手段について明確に表現しないこと／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

【自殺関連報道として「やるべきこと」】

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／支援策や相談先について、正しい情報を提供すること／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

詳しくは、厚生労働省のサイトにアップされている当該資料をご覧ください。

「厚労省 自殺報道」で検索。もしくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>

問合せ先：厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」清水（代表理事）

shimizu@jscp.or.jp / Tel. 03-6272-9446 / Fax. 03-6272-9447

東京都千代田区飯田橋4-7-6 カクエイビル4階C号室

※厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」は、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、厚生労働大臣から自殺対策に関する調査研究等を行う法人として指定を受けた一般社団法人です。（令和2年4月1日より）



いのち支える

厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター

令和2年7月18日

メディア関係者各位

有名人の自殺に関する報道は「子どもや若者の模倣自殺」を招きかねません。WHOの『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道の徹底をお願いいたします。

本日7月18日、俳優の三浦春馬さんが自殺で亡くなったとの報道が、すでに多くのメディアでなされています。しかし、著名人の自殺に関する報道は、子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与え、模倣自殺を招きかねません。メディア関係者各位におかれましては、以下の点にご留意いただき、WHO『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道に徹するよう、お願いいたします。

【センセーショナルな自殺報道によるリスク】

- ▼自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- ▼有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。（参考「WHO自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版 はじめに」）
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されること。

WHO（世界保健機関）による『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版（いわゆる『自殺報道ガイドライン』）』において、自殺関連報道として「やるべきでないこと」と「やるべきこと」が明示されています。以下は、その抜粋です。

【自殺関連報道として「やるべきでないこと」】

報道を過度に繰り返さないこと／自殺に用いた手段について明確に表現しないこと／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

【自殺関連報道として「やるべきこと」】

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／支援策や相談先について、正しい情報を提供すること／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

相談先の案内については、以下リンクをご参照ください。

- ・厚生労働省 相談先一覧
- ・いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）

報道ガイドラインの詳細は、厚生労働省のサイトにアップされている当該資料をご覧ください。

「厚労省 自殺報道」で検索。もしくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>

問合せ先：厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」広報室

press@jscp.or.jp / Tel. 03-6272-9446 / Fax. 03-6272-9447

※厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」は、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、厚生労働大臣から自殺対策に関する調査研究等を行う法人として指定を受けた一般社団法人です。（令和2年4月1日より）

令和2年9月27日

メディア関係者各位

著名人の自殺に関する報道は「子どもや若者の自殺を誘発する可能性」があるため、WHOの『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道の徹底をお願いいたします。

本日9月27日、女優の竹内結子さんが逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。著名人の自殺に関する報道は、子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与え、「後追い自殺」を誘発しかねません。メディア関係者各位におかれましては、以下の点にご留意いただき、WHO『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道に徹するよう、お願いいたします。

《センセーショナルな自殺報道によるリスク》

- ▼自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- ▼有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。（参考「WHO自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版 はじめに」）
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されること。

WHO（世界保健機関）による『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版（いわゆる『自殺報道ガイドライン』）』において、自殺関連報道として「やるべきでないこと」と「やるべきこと」が明示されています。以下は、その抜粋です。

《自殺関連報道として「やるべきでないこと」》

報道を過度に繰り返さないこと／自殺に用いた手段について明確に表現しないこと／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

《自殺関連報道として「やるべきこと」》

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／支援策や相談先について、正しい情報を提供すること／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

相談先の案内については、以下リンクをご参照ください。

- ・ [よりそいホットライン（電話相談）](#)
- ・ [生きづらびっと（SNS相談）](#)
- ・ [厚生労働省 相談先一覧](#)
- ・ [いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）](#)

報道ガイドラインの詳細は、厚生労働省のサイトにアップされている当該資料をご覧ください。
「厚労省 自殺報道」で検索。もしくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>

問合せ先：[厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」](#)

press@jscp.or.jp / Tel. 03-6272-9446 / Fax. 03-6272-9447

※厚生労働大臣指定法人「いのち支える自殺対策推進センター」は、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、厚生労働大臣から自殺対策に関する調査研究等を行う法人として指定を受けた一般社団法人です。（令和2年4月1日より）

メディア関係者への呼びかけ

計82社、242媒体

- ◆新聞、通信社：15社
全国紙：6社
通信社：2社
その他地方紙（中日新聞など）：7社
- ◆スポーツ紙（※Twitterの直接のメンション）：7社
- ◆テレビ：20社（68番組）
キー局：6社
地方（MXも）：14社
- ◆雑誌（週刊誌など）：2社
- ◆Web：36社
メール配信：7社
直接メール、問い合わせフォーム：24社（重複除く）
Twitterメンション：5社（重複除く）
- ◆フリー：2社

昨年だけで計9回

- 1) 5月24日 女子プロレスラー
- 2) 7月18日 有名若手俳優
- 3) 8月29日 人気インターネット番組の出演者
- 4) 9月14日 女優
- 5) 9月20日 男性俳優
- 6) 9月27日 有名女優
- 7) 10月2日 全国の県政クラブ等、約800社に送付
- 8) 10月19日 女性ロックバンドメンバー
- 9) 11月14日 男性俳優

つじめ自殺と報道

各社ごとのガイドライン策定が急務

— 予防のための報道に一層の努力を —

NPO法人自殺対策支援センター「ライフリンク」代表
(元日本放送協会報道ディレクター)

清水 康之

過熱する報道への疑問

昨年十月三十日、私たちは「いじめ自殺」報道の改善を求める緊急メッセージを会のホームページ (<http://www.lifeink.or.jp/>) に載せた。

連日のように報道される「いじめ自殺」に関する報道のあり方について、改善を求めたいと思います。昨今の「いじめ自殺」の報道が、それに続く自殺を誘発している可能性を否定できないと思うからです。

WHO (世界保健機関) が出している「自殺事例報道に関するガイドライン」があり、まずそれをご紹介します。報道関係者におかれては自殺を予防する報道につながるよう、この内容を検討し是非とも善処いただきます

二〇〇六年十月三十日

として感じさせてしまったとしたら、どうだろうか。社会的責任を声高に叫ぶあまり、子どもたちの自殺を誘発させてしまったとしたらどうだろうか。

「いじめ自殺」報道が過熱してきている——自殺対策の現場で活動する者として、私たちにそうした危機感があつた。だから、緊急メッセージを発せすにはいられなかったのだ。

実は、報道各社には、日本自殺予防学会からも要望書、子ども自殺事件の報道について」と題された文書がすでに送られていた。

(要望書より)

ここ数年來中高年の自殺が激増する反面、青少年の自殺は著しく減少していましたが、このところまた増加の兆しを見せています。(中略)

こうした傾向を助長するものとして行き過ぎた自殺報道に問題があると思われまふので、この機会に報道各社及び関係者各位に下記のように要望したいと思ひます。

記

自殺事件のセンセーショナルな扱いは同じ問題を持つ子どもたちに著しい暗示効果があり、自殺の模倣と流行を招く結果となります。ことに自殺の準備状態にある子どもたちにとって、かかる自殺報道は情緒的に不安定にさせると共に、きわめて危険な状態をかもした

よう、よろしく願ひいたします。(以下略)

※ライフリンクHPより抜粋

ライフリンクは、二〇〇四年に私が仲間たちと立ち上げたNPOである。その名の通り、「命を守るためにつなごう」という意思を掲げて、日々自殺対策の推進に取り組んでいる。このタイミングで緊急メッセージを発したのは、この日の読売、朝日、毎日の各紙が掲載した岐阜県の中学生の自殺に関する記事を見て、「いじめ自殺」報道がいよいよ過熱してきたと、そう強く実感したからであった。

生徒がいじめを苦にしていたことや、亡くなった当日の生徒の様子、あるいは学校の対応等については、どこまで詳細に記すのが適切かといった議論があるにせよ、報道する意義があつたと思う。それまでの学校や教育委員会の対応を鑑みれば、同じような悲劇を繰り返させない

すこととなります。(以下略)

しかし、この文書が送られたのは二十年以上も昔、一九八六年の五月のことだ。

当時、女性アイドル歌手が自殺し、その後を追うようにして、以後三週間に四十人を超す子どもや若者たちが自ら命を絶つという事態が起きていた。自殺報道のあり方が自殺を誘発している可能性があるということ、専門家たちがたまりかねて警鐘を鳴らしたのであつた。

さらに言えば、九六年にも「緊急アッピール」と題して、やはり自殺予防学会の有志が「マスコミの自殺流行に関する理解と、報道に際しての十分な配慮」を求めてメッセージを発している。この時も、愛知県下でのいじめによる自殺を契機に、いじめ問題が連日マスコミで報道されてきたことが、その背景にあつた。

重く受け止めなければならぬのは、同じようなことが幾度となく繰り返されてきているということだ。そしてそろそろ、この「繰り返し」を断つための行動を、私自身も含めたこの問題にかかわる当事者たちがとっていかねばならないだろう。

望ましい報道とは

では、どういった報道に問題があり、どういった報道のあり方が望ましいのか。WHOが二

ためにも、事実をつまびらかに報道する社会的責任が報道機関には確かにあつた。

しかし、生徒が残した遺書を写真つきで紹介したことについては、「行き過ぎ」であると私は感じた(朝日と毎日には遺書の全体を、読売はその一部を写真で掲載しており、この前日にも、自殺で亡くなった別の中学生の遺書を朝日がやはりカラー写真つきで紹介していた。また同月六日にも別の一件で、遺影の前で土下座する学

校関係者の写真が読売に掲載されている)。「いじめ自殺」をより身近な問題として読者に受け止めてもらうためにという各紙の「熱意」が、遺書などの写真を掲載させたのだろう。そこにあつたのは、報道機関としての責任感や現場取材した者の使命感だろう。

しかし、そうした情報発信側の思いとは別に、もしそうした報道の仕方が、いじめに苦しんでいる子どもたちに自殺を「より身近な選択肢

〇〇〇年に「自殺を予防する自殺事例報道のあり方について」のWHO勧告(2000年)があるので、まずそれを紹介したい。

「自殺を予防する自殺事例報道のあり方について」のWHO勧告(2000年)

【やるべきこと】

*自殺に代わる手段(alternative)を強調する。

*ヘルプラインや地域の支援機関を紹介する。

*自殺が未遂に終わった場合の身体的ダメージ(脳障害、麻痺等)について記述する。

【避けるべきこと】

*写真や遺書を公表しない。

*使用された自殺手段の詳細を報道しない。

*自殺の理由を単純化して報道しない。

*自殺の美化やセンセーショナルな報道を避ける。

*宗教的、文化的固定観念を用いて報道しない。

※ライフリンクHPより抜粋

これはあくまでもガイドラインであり、必ずこれに従って報道すべきだということではない。どう報道するかは、各社が徹底して責任を持ち、個別に判断していくべきことであるというのが私の意見だ。

例えば昨年の十月一日に、自殺で亡くなった小学生の遺書を読売が一部写真つきで全文掲載したが、これは遺書に「いじめに関する記述」があるかどうかが焦点ともなっていて、つまり遺書自体がことの真相にかかわる重大な意味を持つていたわけなので、写真つきで遺書を掲載したことは必然性があつた。ガイドラインに反していても、適切な判断であつたと言える。

また遺書を紹介する必要性がある場合にも、学校長の自殺に関する昨年十一月一日の朝日の記事のように、写真ではなく遺書の内容をすべて活字に起こして掲載することもできよう。センセーショナルになりすぎないよう工夫したのだと思われるが、その判断も適切であつたのではない。

しかし、少し過去の例になるが、ある有名なロックグループのメンバーが自殺で亡くなった際に、その手段が図解で報道されたことがあつた。これについてはガイドラインが指摘する通り避けるべきだった。自殺手段を詳細に報道することは、いざずらに模倣自殺を招きやすくなるだけであつて、実際に模倣自殺で亡くなった若者がいたことを、報道関係者は重く受け止める必要がある。

今回の一連の「いじめ自殺」報道でも、自殺の理由を単純化させ過ぎたり、学校や教育委を見せしめのためにセンセーショナルに叩いたり、ガイドラインに反する行為が、「自殺する

い入るようにして「いじめ自殺」報道を見ていたに違いない。いじめを受けているとき、どうすれば自殺以外の方法でその状況を回避できるのか。どこに相談すればいいのか。そういった情報を、普段新聞を読まないような子どもたちに対しては伝える絶好の機会でもあつたはずだ。十一月に入つて、読売の都内版が繰り返し掲載していたことは評価できる。あるいは十月二十二日の段階で、朝日が「大人のいじめ対応姿勢5カ条」なるものを掲載しているが、そうした類の情報を繰り返し返すにしても構わないから紹介し続けたい。

新聞で言えば紙面、またテレビやラジオで言えば放送時間が限られているのは、分かる。その中で、多数のニーズに応えていくことが重要なものに分かる。しかし、社会的責任を広く果たすと同時に、社会的弱者に対して必要な情報を提供する責任もあるのではないだろうか。

いじめを受けている子どもたちを自殺から守る力も、報道にはある。初動段階から、「自殺に代わる手段」や「相談先の情報」を、本記と併せて繰り返し掲載できれば、それは子どもたちの「いのち」を支える報道になるはずである。

報道基準の策定を

結論から言えば、各社が「自殺報道ガイドライン」を自ら作るべきだと、私は考えている。

ことでいじめの仕返しができる」と、子どもたちに誤った印象を与えてしまった可能性は否定できない。

ガイドラインはあくまでも報道の指針に過ぎない。しかし、「やるべきこと」や「避けるべきこと」が明示されているのには、それなりの理由があるのだ。

キャンペーンで命は取り戻せない

こと自殺報道のあり方に慎重であるべきなのは、それが「いのち」にかかわる問題であるからだ。

報道する側にとっては、過熱報道に陥つたとしても、その反省を踏まえて「防止キャンペーン」的なものでフォローをすれば、結果的にはバランスのとれた報道になったと納得することができるのかも知れない。

しかし、もし過熱報道が新たな自殺を誘発してしまつたとしたら、もうその失われた「いのち」を取り戻すことはできない。

意図はどうであつたにせよ、今回についても、各紙が十一月に入ってから、それぞれ独自の切り口でキャンペーン的な報道を始めている。長いスパンで見れば、確かに結果的にはバランスの取れた「いじめ自殺」報道になったという印象も受ける。

しかし、初動段階からそうした報道をすべき

そうすることで、これまでの様々な経験が報道の初動段階から生かせるようになるからだ。「行き過ぎ」なければバランスの取れた自殺報道ができないといった悪循環を、そうやって断ち切ることができるはずだからだ。

今回のことを経験した人は、次に同様の事態が起きたとき、きつと同じ職場にはいないだろう。するとガイドラインがなければ、新しい担当者やまた同じことを繰り返すに違いない。組織としての経験が活用されずに、また悪循環を繰り返すことになるだろう。

現場の記者ひとりひとりが一生懸命頑張れば頑張るほど、皮肉にも子どもたちを追い込んでしまう危険性が出てくるといった、双方に取つての悲劇は避けなければならぬ。また実際にそうやって子どもたちの自殺を誘発してしまつては、それこそ取り返しのつかないことになる。

各社がガイドラインを作り、それを基準にしつつ、しかし個別に判断しながら報道していくこと。それは子どもたちの「いのち」を守るためであり、社会全体にとつての利益のためでもある。報道機関が自らの使命を全うするためでもあるのだ。「喉もと過ぎればなんとか」では困る。報道機関の自律性が試されている。

ガイドラインを一緒に作っていく用意が自殺対策の現場の側にはあることを、最後に伝えておきたい。

(しみず・やすゆき)

であつたはずだ。特に初動段階においては、各社が紙面を割いて大きく報道するために、マスコミの「いじめ自殺」報道全体としてみると、バランスを欠いた情報の発せられ方になりやすい。一社が大きく扱うだけなら「記事が目立つ」程度の印象でも、各社がこぞって大きく扱えば「情報が洪水となつて押し寄せてくる」ことになる(特にインターネットで記事を読む場合には、そうした印象をより強く受ける)。

現場の記者が頑張れば頑張るほど、「いじめ自殺」の扱いは大きくなり、マスコミ総体としての情報量が多くなる。結果、「過熱報道」となつて、子どもたちの背中を押しかねない状況が生まれる。こうした皮肉とも言える事態が起きるわけだ。自殺報道においては、時に責任感や使命感が仇となりかねないのだ。

しかし自殺報道は、そのやり方によっては、危機に瀕している「いのち」を救うことだってできる。報道にはそれだけの力がある。

死にたいと思っている人のほとんどが、実は、生きたいという気持ちとの狭間で葛藤を繰り返している。そうした人たちに「命の大切さ」を説いたところでほとんど何も響かないわけだが、「大切な命を守るための具体的な手段」を提示することができれば大きな力になれる。生きる手段があるのであれば、本当は生きることを選択したいという人がほとんどだからだ。

いじめに苦しんでいる子どもたちもまた、食